



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

| |
|-----------------------|
| 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 |
| 資料配付 |

| | |
|------|-----------------------|
| 配布日時 | 平成30年 9月18日 14時00分 |
|------|-----------------------|

| | |
|----|--|
| 件名 | 紀の川の岩出狭窄部対策事業に伴う建設発生土の有効活用を！！ ～建設発生土の受入地を募集します～ |
|----|--|

| | |
|----|--|
| 概要 | <p>国土交通省和歌山河川国道事務所が進めている、紀の川の「岩出狭窄部対策事業」において発生する掘削・浚渫土砂については、他の公共事業等への活用を行ってきました。</p> <p>今回、さらなる工事の円滑な実施および有効活用を図るため、下記のとおり、窪地の埋め立てや低地の嵩上げなどを目的とした事業を受入地として募集します。</p> <p>【受入地募集期間】</p> <p>★平成30年10月1日～平成31年1月31日</p> <p>★受入地募集に関する詳細は、別添資料をご参照下さい。</p> <p>【別添資料】</p> <ul style="list-style-type: none">・岩出狭窄部対策事業に伴う建設発生土の受入地募集の概要・建設発生土受入申込書 |
|----|--|

| | |
|-----|---|
| 取扱い | — |
|-----|---|

| | |
|------|---|
| 配布場所 | 和歌山県政記者クラブ 和歌山県地方新聞記者クラブ 和歌山県政放送記者クラブ |
|------|---|

| | |
|------|--|
| 問合せ先 | 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 副所長 庄司 周夫 工務第一課長 土田 健次 電話 073-402-0263 (直通) |
|------|--|

岩出狭窄部対策事業に伴う建設発生土の受入地募集の概要

1. 応募の主旨

国土交通省和歌山河川国道事務所で進めている岩出狭窄部対策事業では、流域の洪水に対する安全度を高め、安全で安心して暮らせる社会の形成を図ることを目的とした紀の川の河道掘削工事や拡幅水路設置工事を行っております。

これまで、工事による建設発生土は他の公共事業への活用等を行ってきましたが、さらなる工事の効率化・コスト縮減等を考慮した事業推進を行いたいと考えており、窪地の埋め立てや低地の嵩上げなどを目的とした事業を、建設発生土の受入地として募集することとしました。

2. 応募要件

(1) 応募できる方

平成30年12月以降で埋立・土地造成等を予定している土地を所有或いは貸借されている事業者（自治体を除く）。

ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要です。

(2) 土地の要件

①県道128号（桃山下井坂線）井阪橋北詰から土砂運搬距離が40km以内に存在すること。

②埋立（盛土）土量が5000立方メートル程度を超えるものとする。

③大型ダンプトラック（10t車）で土砂（転石含む）の搬入ができること。

④法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了或いは近々に手続き完了見込であること。

※土砂の搬入可能時期については平成30年12月から平成31年2月を予定しています。

3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間 平成30年10月1日（月）～平成31年1月31日（木）

(2) 必要書類 次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。

①建設発生土受入申込書→ 別添の用紙

②土地所有者の同意書

③埋立等の許可証の写し

④埋立位置を示した地図及び運搬経路

4. 応募後

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考を行います。（結果は随時応募者へ通知致します。）

その後、別途「岩出狭窄部対策事業に伴う建設発生土の受入に関する覚書」を締結のうえ搬入を行います。

また、搬入する土砂については、搬入前に確認して頂きます。

5. その他留意事項

- ①建設発生土の搬入（運搬）は、国土交通省和歌山河川国道事務所が行います（無料）。ただし敷き均し、締め固め等はいりません。
- ②搬入開始日までに、周辺住民・事業所等に対する地元調整を応募者において行ってください。
- ③搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地取得及び借地契約等の手続きを、応募者において行ってください。
- ④搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への事前周知などの対応は、応募者にて確実に実施して下さい。
- ⑤建設発生土搬入完了後の管理については、応募者の責任において行って頂きます。
- ⑥搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出したりすることはできません。
- ⑦不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行うことは固く禁止しています。

6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所
〒640-8227 和歌山市西汀丁16
TEL 073-424-2471
FAX 073-427-1859
担当 工務第一課 土田、米本、中田

※ホームページも併せてご覧下さい

<http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/index.html>

申込日 平成 年 月 日

建設発生土受入申込書

国土交通省 近畿地方整備局
和歌山河川国道事務所長 あて

郵便番号
住 所
氏 名

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

○許可等を受けた事業に関する事項

| | |
|--------------------|--------------|
| 事業名称 | |
| 法令等の名称 | |
| 許可等の時期及び 許可等の番号 | 年 月 日 第 号 |
| 許可等の区域の位置 | |
| 許可等の区域の面積 | 平方メートル |
| 土砂埋立行為を 行う土地の面積 | 平方メートル |
| 搬入する土砂の総数量 | 立方メートル |

○連絡先

所属名称 : _____

担当者氏名 : _____

電話番号 : _____